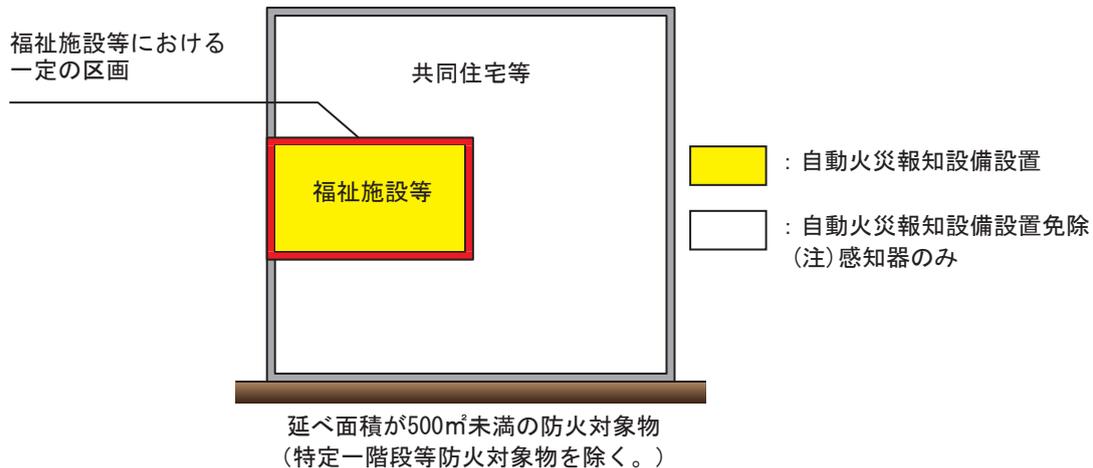


第10の4 複合型居住施設用自動火災報知 設備

1 複合型居住施設用自動火災報知設備

令表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項ロに掲げる防火対象物（以下この第10の4において「共同住宅等」という。）並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物（有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームに限る。以下この第10の4において「福祉施設等」という。）の用途以外の用途に供する部分が存在しないもので、かつ、一定の区画を有しているものについて、延べ面積が500㎡未満の防火対象物（特定一階段等防火対象物を除く。）における共同住宅等部分の感知器の設置を免除できるものである。（第10の4-1図参照）

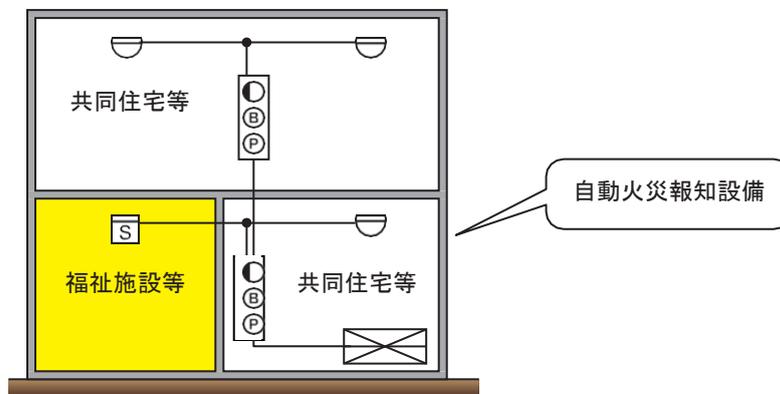


上記による感知器免除のほか、福祉施設等の部分が300㎡未満である場合には、上記一定の区画がなくとも特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することが可能（この場合において、受信機が設けられていないシステムにあつては、共同住宅等の部分の感知器免除は不可）

第10の4-1図

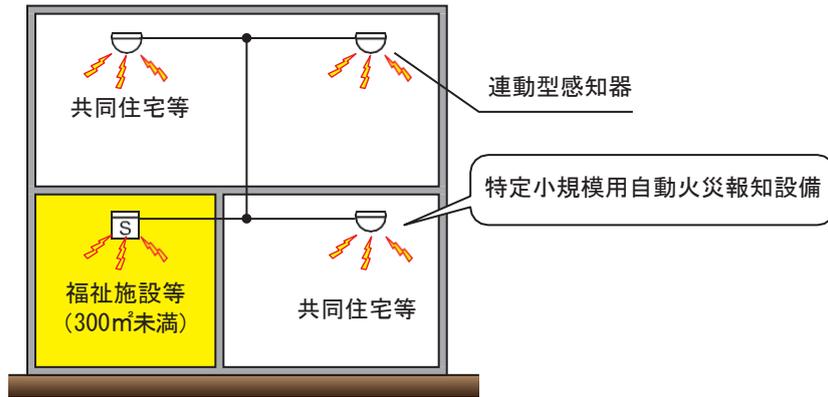
2 主な構成

(1) 自動火災報知設備を設けたもの（複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号。以下「複合型居住施設省令」という。）第3条第2項関係。第10の4-2図参照）



第10の4-2図

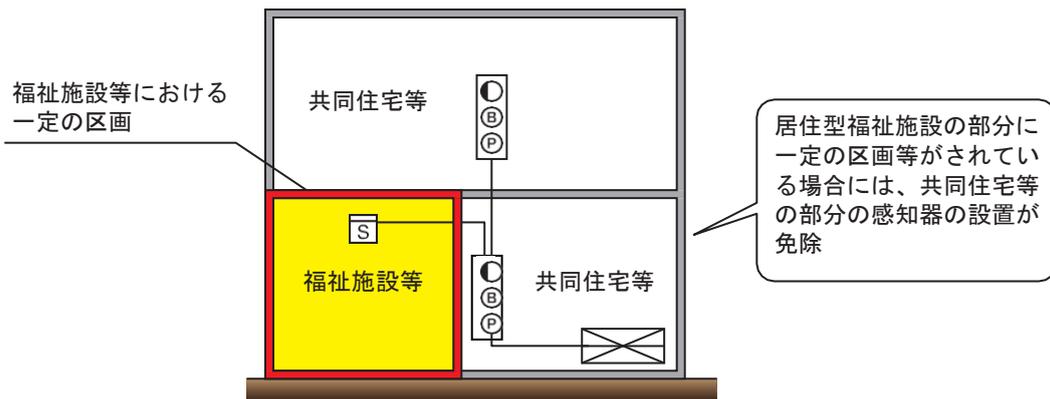
(2) 特定小規模施設用自動火災報知設備を設けたもの（福祉施設等の床面積の合計が300㎡未満の複合型居住施設に限る。）（複合型居住施設省令第3条第2項ただし書関係。第10の4-3図参照）



第10の4-3図

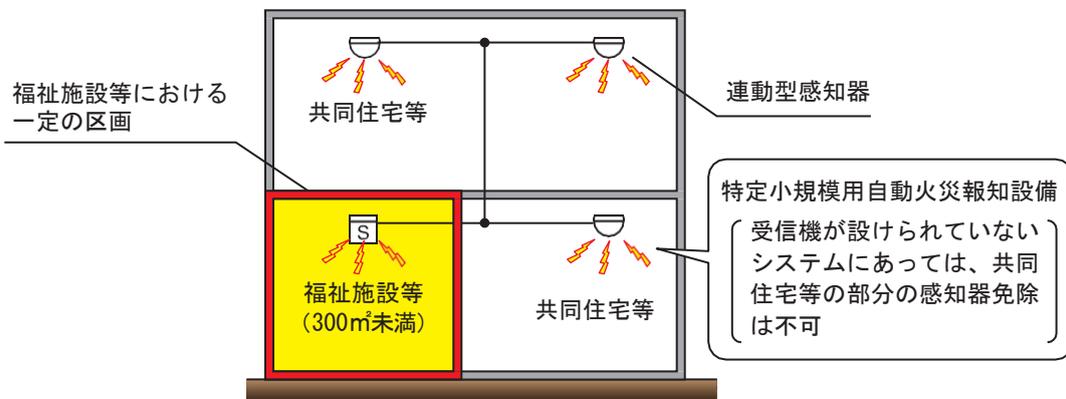
(3) 一定の区画を有することにより、共同住宅等部分の感知器の設置を免除したもの（複合型居住施設省令第3条第3項関係）

ア 受信機を設けるもの（第10の4-4図参照）



第10の4-4図

イ 受信機を設けないもの（第10の4-5図参照）



第10の4-5図

3 用語の定義

この第10の4において用いる用語の定義は、次による。

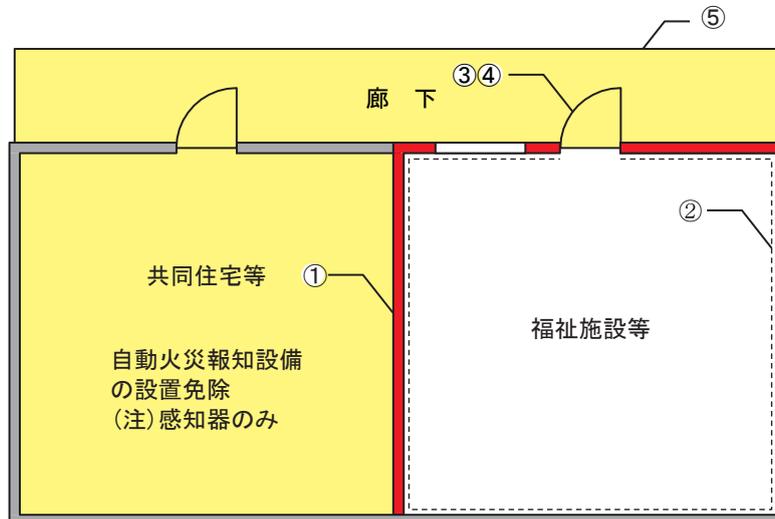
- ア 「複合型居住施設」とは、令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が500㎡未満で、かつ、同表(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。）の用途以外の用途に供される部分が存しないもの（令第21条第1項第8号に掲げる防火対象物及び規則第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物を除く。）をいう。
- イ 「複合型居住施設用自動火災報知設備」とは、複合型居住施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

4 一定の区画を有することにより、共同住宅等部分の感知器の設置を免除する場合の取扱い

複合型居住施設省令第3条第3項に規定する一定の区画を有することにより、共同住宅等部分の感知器の設置を免除する場合の取扱いは、次によること。

- (1) 複合型居住施設の区画等の取扱いは、次によること。（第10の4-6図参照）

なお、複合型居住施設に一定の区画等が必要とされるのは、福祉施設等の部分以外の部分について、感知器を設置しない場合であって、自動火災報知設備又は居住型福祉施設の床面積の合計が300㎡未満の場合に設置される特定小規模施設用自動火災報知設備を防火対象物の全体に設置する場合は、福祉施設等に一定の区画等をする必要はないものであること。



- ① 福祉施設等の居室を、準耐火構造の壁及び床（3階以上にある場合は、耐火構造の壁及び床）で区画する。
- ② 福祉施設等の壁及び天井の仕上げを難燃材料（地上に通ずる主たる廊下にある場合は準不燃材料）とする。
- ③ 常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸（3階以上の場合は、特定防火戸）を設置する。
- ④ 開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下とする。
- ⑤ 直接外気に開放され、かつ、煙を有効に排出することができること。

第10の4-6図

ア 福祉施設等の居室（建基法第2条第4号に規定する居室をいう。）を、準耐火構造の壁及び床（3階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること。（複合型居住施設省令第3条第3項第1号関係）

イ 福祉施設等の壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。（複合型居住施設省令第3条第3項第2号関係）

なお、ここでいう「地上に通ずる主たる廊下その他の通路」には、福祉施設等及び共同住宅等の共用部分である吹きさらしの廊下も含めて当該部分の壁及び天井の室内に面する部分と考え準不燃材料で仕上げる必要があること。

ウ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下であること。（複合型居住施設省令第3条第3項第3号関係）

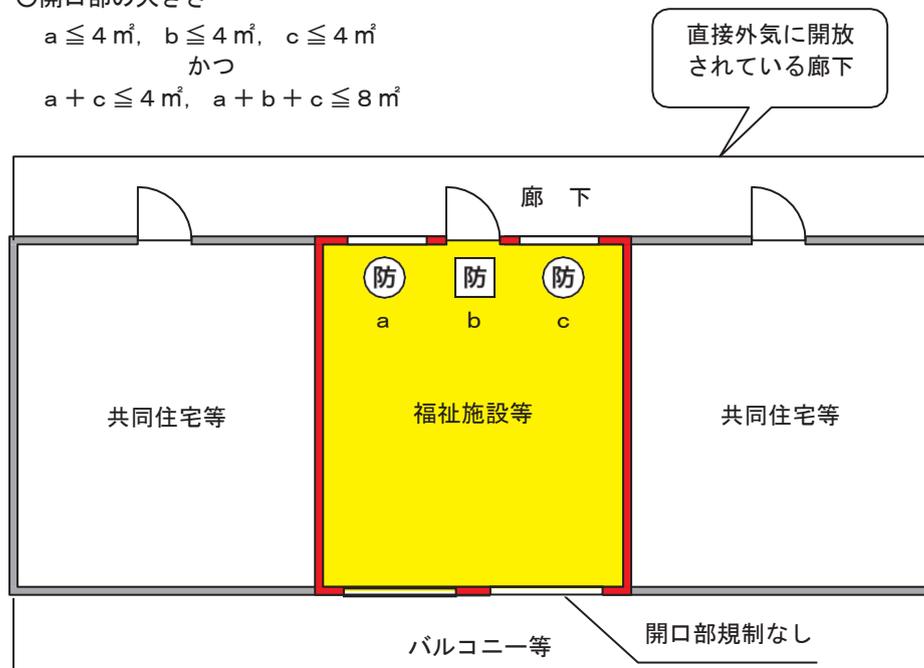
なお、開口部の制限を受ける部分は、第10の4-7図の例に示すとおりで、バルコニーその他これに類するもの（以下この第10の4において「バルコニー等」という。）側の開口部は含まれないものであること。

○開口部の大きさ

$$a \leq 4 \text{ m}^2, \quad b \leq 4 \text{ m}^2, \quad c \leq 4 \text{ m}^2$$

かつ

$$a + c \leq 4 \text{ m}^2, \quad a + b + c \leq 8 \text{ m}^2$$



- 防：常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸
 (注) 3階以上の階 特定防火戸
- 防：鉄製網入りガラス入り戸

第10の4-7図

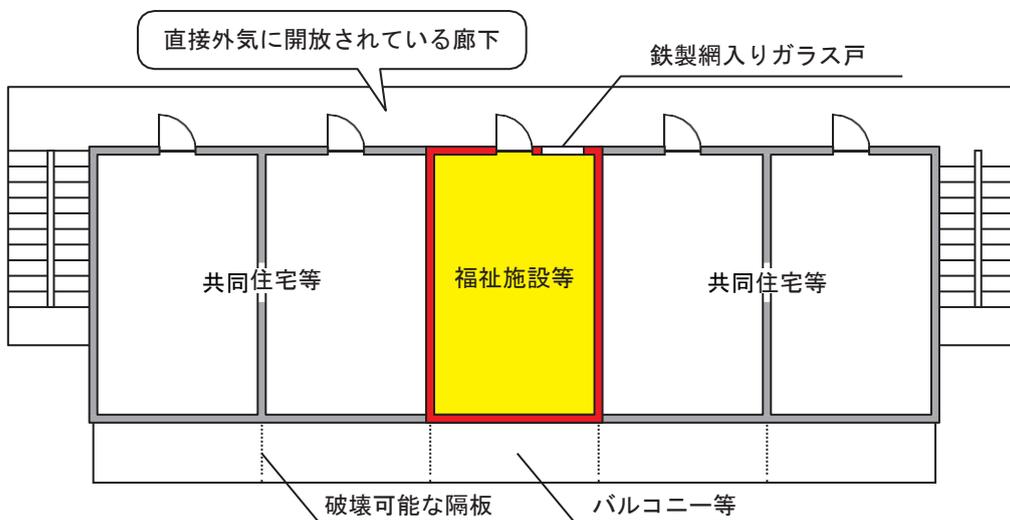
エ 前ウの開口部には、防火戸（3階以上の階に存する場合にあつては、特定防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4㎡以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。（複合型居住施設省令第3条第3項第4号関係）

この場合、随時閉鎖式の防火戸を居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、当該防火戸に近接して当該通路に常時閉鎖式の防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下である構造の防火戸とすること。

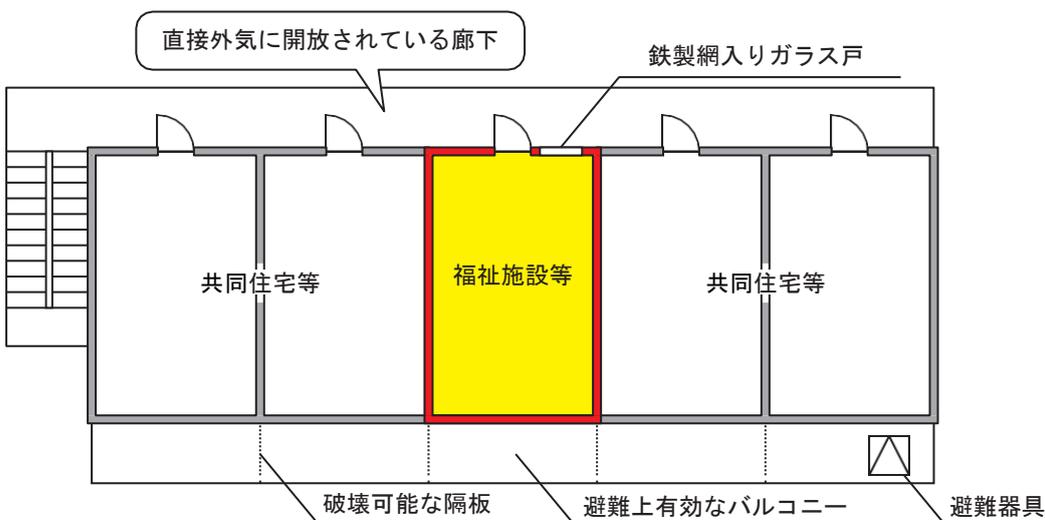
オ 直接外気に開放された廊下に面する直径0.15m以上の換気口等には、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）を設ける必要があること。

カ 複合型居住施設省令第3条第3項第4号括弧書きの「2以上の異なる経路により避難することができる部分」とは、当該福祉施設等から、少なくとも1以上の避難経路を利用して階段まで安全に避難できるようにするため、2以上の異なる避難経路（避難上有効なバルコニーを含む。）を確保していると認められるものをいうものであること。（第10の4－8図参照）

（廊下の端部に設けられた階段により、階段まで避難上有効に避難できる場合の例）



（避難上有効なバルコニーに設けられた避難器具により、避難階まで避難上有効に避難できる場合の例）

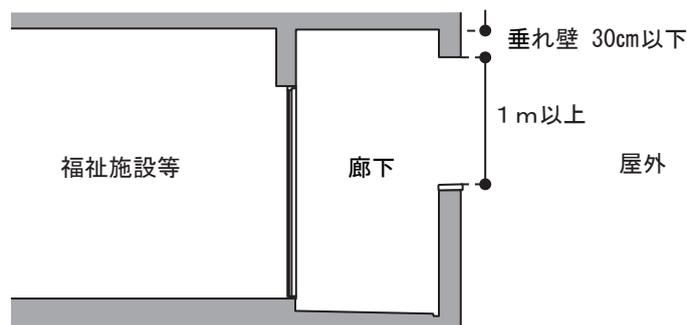


第10の4－8図

キ 福祉施設等の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、福祉施設等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。（複合型居住施設省令第3条第3項第5号関係）

なお、ここでいう「主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、福祉施設等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面している」とは、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年消防庁告示第3号）第4第2号(4)又は(5)に定めるところによるもの又は避難階において出入口が直接地上に通じている通路等をいうものであること。（第10の4-9図参照）

（直接外気に開放され、かつ、福祉施設等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下の例（断面図））

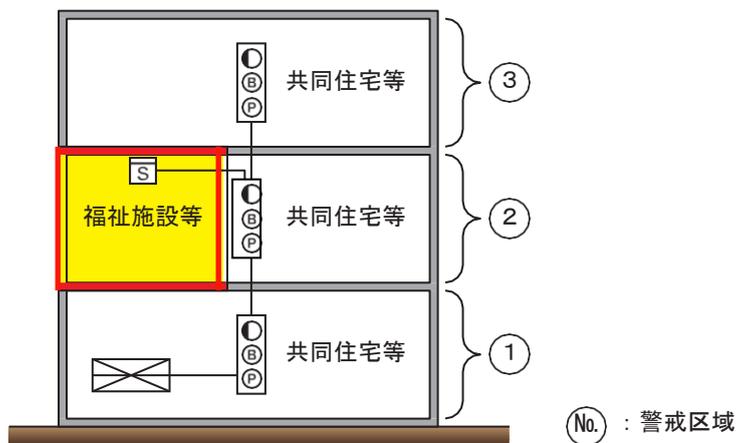


第10の4-9図

(2) 警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下この第10の4において同じ。）は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する令第21条第2項第1号及び第2号の規定によるほか、第10自動火災報知設備3を準用すること。

なお、各階ごとに発信機を設ける場合は、別に警戒区域として設定すること。●（第10の4-10図参照）

ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあっては、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第2項第1号の規定によるほか、第10の3特定小規模施設用自動火災報知設備4を準用することができる。



第10の4-10図

- (3) 受信機は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第24条第2号から第4号まで、第6号から第8号まで並びに第24条の2第1号及び第4号の規定によるほか、第10自動火災報知設備4を準用すること。

ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあっては、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、第10の3特定小規模施設用自動火災報知設備5を準用することができる。

- (4) 感知器は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第23条第4項から第8項まで並びに規則第24条の2第2号の規定によるほか、第10自動火災報知設備5を準用すること。

ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあっては、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第2項第2号及び第3項の規定によるほか、第10の3特定小規模施設用自動火災報知設備6を準用することができる。

なお、福祉施設等の床面積の合計が300㎡未満の場合に設置される特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、連動型警報機能付感知器を設け受信機を設置しない場合は、共同住宅等部分を含め感知器を設ける必要があること。

- (5) 中継器は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第23条第9項の規定によるほか、第10自動火災報知設備6を準用すること。

ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあっては、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、第10の3特定小規模施設用自動火災報知設備7を準用することができる。

- (6) 発信機は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第24条第8号の2の規定によるほか、第10自動火災報知設備7を準用すること。

ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあっては、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、第10の3特定小規模施設用自動火災報知設備8を準用することができる。

なお、居住型福祉施設の部分に一定の区画等がされている場合には、共同住宅等の部分の感知器の設置が免除されるが、発信機は防火対象物全体に設ける必要があること。

- (7) 地区音響装置は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第24条第5号及び第5号の2に規定によるほか、第10自動火災報知設備8を準用すること。

ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあっては、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、第10の3特定小規模施設用自動火災報知設備9を準用することができる。

なお、居住型福祉施設の部分に一定の区画等がされている場合には、共同住宅等の部分の感知器の設置が免除されるが、地区音響装置は防火対象物全体に設ける必要があること。

(8) 配線は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第24条第1号の規定によるほか、第10自動火災報知設備10を準用すること。

ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあっては、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第2項第3項の規定によるほか、第10の3特定小規模施設用自動火災報知設備11を準用することができる。

(9) 常用電源及び非常電源は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第2項第2号の規定によるほか、第10の3特定小規模施設用自動火災報知設備10を準用すること。

(10) 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続方法は、第10自動火災報知設備11を準用すること。

(11) 蓄積付加装置は、第10自動火災報知設備12を準用すること。

5 複合型居住施設に自動火災報知設備を設ける場合の取扱い

複合型居住施設省令第3条第2項に規定する複合型居住施設に自動火災報知設備を設ける場合の取扱いは、次によること。

(1) 複合型居住施設の区画等の取扱い

前4に規定する一定の区画がなくとも自動火災報知設備を設置することが可能であること。

(2) 警戒区域は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する令第21条第2項第1号及び第2号の規定によるほか、第10自動火災報知設備3を準用すること。

(3) 受信機は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第24条第2号から第4号まで、第6号から第8号まで並びに第24条の2第1号及び第4号の規定によるほか、第10自動火災報知設備4を準用すること。

(4) 感知器は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第23条第4項から第8項まで並びに規則第24条の2第2号の規定によるほか、第10自動火災報知設備5を準用すること。

(5) 中継器は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第23条第9項の規定によるほか、第10自動火災報知設備6を準用すること。

(6) 発信機は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第24条第8号の2の規定によるほか、第10自動火災報知設備7を準用すること。

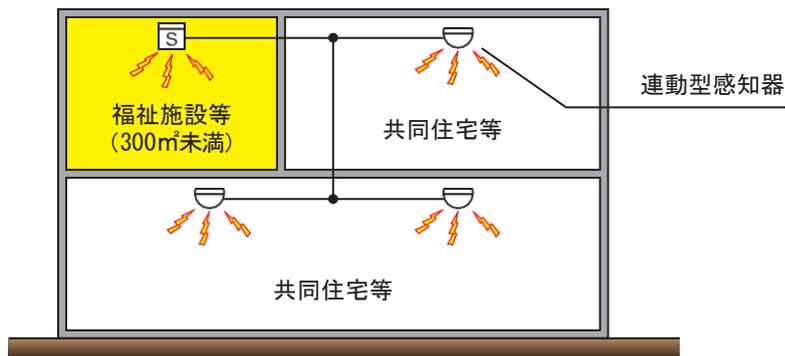
(7) 地区音響装置は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第24条第5号及び第5号の2に規定によるほか、第10自動火災報知設備8を準用すること。

(8) 配線は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第24条第1号の規定によるほか、第10自動火災報知設備10を準用すること。

(9) 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続方法は、第10自動火災報知設備11を準用すること。

(10) 蓄積付加装置は、第10自動火災報知設備12を準用すること。

(受信機が設けられていない場合の例)



第10の4-11図

- (2) 警戒区域は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第2項第1号の規定によるほか、第10の3特定小規模施設用自動火災報知設備4を準用すること。
- (3) 受信機を設ける場合は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、第10の3特定小規模施設用自動火災報知設備5を準用すること。
- (4) 感知器は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第2項第2号及び第3項の規定によるほか、第10の3特定小規模施設用自動火災報知設備6を準用すること。
- (5) 中継器は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第2項第3項の規定によるほか、第10の3特定小規模施設用自動火災報知設備7を準用すること。
- (6) 発信機は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第2項第3項の規定によるほか、第10の3特定小規模施設用自動火災報知設備8を準用すること。
- (7) 地区音響装置は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、第10の3特定小規模施設用自動火災報知設備9を準用すること。
- (8) 常用電源及び非常電源は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第2項第3号及び第3項の規定によるほか、第10の3特定小規模施設用自動火災報知設備10を準用すること。
- (9) 配線は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第2項第3項の規定によるほか、第10の3特定小規模施設用自動火災報知設備11を準用すること。
- (10) 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続方法は、第10自動火災報知設備11を準用すること。